令和2年度

公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金事業概要

企画調整局

目 次

第1		基金設立	立の	趣	目	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第 2		基金の	既要	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		1
	1	名	秎		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	所 在	地	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	設立年	月日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	4	基本財産	産及	びご	市	出	捐	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	5	評議員	及ひ	役	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	6	組織及で	び課	閉	職	員	数	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第3		定	款•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第4		令和元年	年度	事	業	報	告		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•		•	•	•	•		9
	1	事業報行	告•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	2	財務諸	表・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第5		令和2年	年度	事	業	計	画	•	•			•	•	•			•	•	•	•				•		•	•	•	17
	1	事業計画	画•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	2	復興基金	金の	運	営	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	19
	3	財務諸	表•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•					•	•	•	•	20

第1 基金設立の趣旨

阪神・淡路大震災からの復興のための各般の取組みを補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

第2 基金の概要

- 1 名 称 公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金
- 2 所 在 地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 設立年月日 平成7年4月1日 (公益財団法人移行 平成22年4月1日)
- 4 基本財産及び市出捐金(令和2年3月31日現在)

基本財産の状況 100,000,000円

内 訳 兵庫県出捐金 67,000,000円

神戸市出捐金 33,000,000円

5 評議員及び役員(令和2年7月1日現在)

(1) 評 議 員

氏			名	所 属 団 体 等
齌	藤	富	雄	関西国際大学教授
安	田	丑:	作	神戸大学名誉教授
新	野	幸沙	欠郎	神戸大学名誉教授
室	﨑	益	輝	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長
加	藤	恵	正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
松	原		郎	関西大学名誉教授
小	林	郁	雄	兵庫県立大学特任教授
野	崎	隆	_	神戸まちづくり研究所理事長
尾	野	俊	<u> </u>	神戸商工会議所副会頭

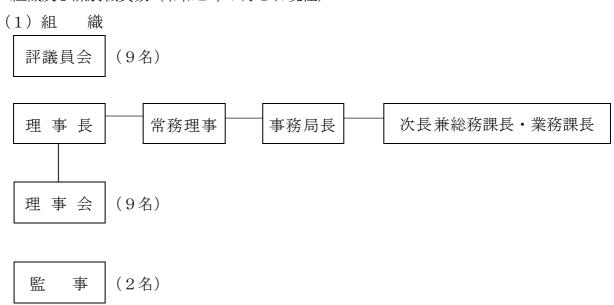
(9名)

(2)役 員

役 職 名	氏 名	所 属 団 体 等
理事長	井 戸 敏 三	兵庫県知事
副理事長	久 元 喜 造	神戸市長
常務理事	早 金 孝	兵庫県防災監
理事	寺 﨑 秀 俊	神戸市副市長
理事	田 村 比佐雄	西宮市副市長
理事	門 康彦	淡路市長
理事	中 村 三 郎	元神戸市副市長
理 事	古 西 保 信	元兵庫県総括部長
理 事	表 具 喜 治	(公財)ひょうご産業活性化センター相談役
監事	高 見 隆	兵庫県会計管理者
監事	棱 野 敦 雄	神戸市会計管理者兼会計室長

(理事9名、監事2名)

6 組織及び課別職員数(令和2年7月1日現在)



(2) 課別職員数

区分	正規職員	臨時職員等	非常勤嘱託員	計
総務課	3 (3)	1	0	4 (3)
業務課	2 (2)	1	0	3 (2)
合 計	5 (5)	2	0	7 (5)

- (注) 1 総務課には、常務理事、事務局長、次長兼総務課長・業務課長を含む。
 - 2 () 内書きは兼務の県職員数を示す。

第3 定 款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金と称する。 (事務所)
- 第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、阪神・淡路大震災からの復興のための各般の取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
 - (2) 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
 - (3) 被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
 - (4) 前各号に掲げるもののほか被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業
- 2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的とする事業を行うため、基本財産として100,000,000円を保有し、現金、預金又は投資有価証券で管理する。
- 2 基本財産の管理は、確実かつ有利な方法をもって管理しなければならず、その一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

- 第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達等計画書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の 書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及びその附属明細書
 - (3) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
 - (4) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。 (公益目的取得財産残額の算定)
- 第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 (平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年

度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第28条第1項第2号の 書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において 選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。 (任期)
- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時 評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し た評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。 (構成)
- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 残余財産の処分
 - (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、 理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第18条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。
- 2 評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

- 第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 21 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第5章 役員及び理事会

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 4名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年 法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事をもって、 一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条 1 項第 2 号の業務執行理 事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (理事の職務及び権限)
- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、常務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 26 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事 としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (報酬等)
- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。 (構成)
- 第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限)
- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、毎年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の議長は、常務理事がこれに当たる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案を した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることがで きるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき (監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨 の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。 (解散)
- 第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う財産の帰属)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、また、この法人が清算をする場合には、評議員会の決議を経て、残余財産を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第7章 事務局

(事務局)

- 第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営、その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委任)

第42条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、 理事会の決議により別に定める。

第4 令和元年度事業報告

1 事業報告

(1) 助成事業

被災者の自立支援及び被災地の総合的な復興対策等を円滑に進めるため、産業及びその他対策に係る助成事業を実施した。

・元年度に助成金支出のあった事業 -4事業-

区分	事	業	名	件数	助成金額
産	復興市街地科	耳開発商業施 認	设等入居促進事業	52件	11, 495千円
業対策	復興市街地科	再開発地域事業	美所開設支援事業	1 団体	58,692千円
	小	計	2事業	l	70, 187千円
	震災の経験	・教訓発信事	業補助	1 団体	14,689千円
その他	阪神・淡路	大震災25年事	業補助	1 団体	51, 166千円
	小	計	2事業	_	65, 855千円
	合	計	4事業	_	136,042千円

(2) 基金事業の広報の実施

被災者をはじめ県内外の人々に震災の経験と教訓を継承・発信するため、インターネットを活用し、基金事業の周知を図るとともに、フェニックスマークの活用に取り組んだ。また、これまでの基金の歩みを振り返り総括する記録誌の原稿作成を行った。

フェニックスマークの使用内容	件数
令和元年度承認分(新マーク)	一件
平成17~平成30年度承認分(新マーク)	70件
平成7~16年度承認分(旧マーク)	1,913件
累計件数	1,983件

(3) 寄附金の受入れ状況

全国から復興のために寄せられた寄附金を受け入れた。

区分	件数	金額
一 般 寄 附	7件	430千円
フェニックス協賛事業	5件	1,305千円
合 計	12件	1,735千円

2 財務諸表

(1) 事業別収支計算書

(平成31年4月1日~令和2年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金 額
公益目的事業会計	146, 558, 582	公益目的事業会計	146, 558, 582
復興支援事業	146, 558, 582	復興支援事業	146, 558, 582
基本財産運用収入		事業費支出	
基本財産利息収入	20,000	通信運搬費支出	62, 598
事業基金運用収入		賃借料支出	432, 000
事業基金利息収入	0	助成金支出	136, 041, 689
寄附金収入		委託費支出	5, 927, 700
寄附金収入	1, 735, 861	雑支出	82, 058
雑収入		他会計への繰入金支出	
雑収入	55, 440	法人会計への繰入金支出	0
引当金取崩額		事業基金積立金支出	
貸倒引当金取崩額	0	事業基金積立金支出	4, 012, 537
事業基金取崩収入			
事業基金積立金取崩収入	144, 747, 281		
法人会計	8, 470, 771		8, 470, 771
事業基金運用収入		管理費支出	
事業基金利息収入	0	給与手当支出	5, 714, 876
事業基金取崩収入		福利厚生費支出	930, 987
事業基金積立金取崩収入	8, 470, 771	旅費交通費支出	7, 560
		通信運搬費支出	137, 297
		消耗品費支出	146, 322
		光熱水料費支出	42, 321
		賃借料支出	775, 707
		諸謝金支出	338, 769
		租税公課支出	2, 100
		負担金支出	70, 740
		委託費支出	291, 500
		雑支出	12, 592
		事業基金積立金支出	
		事業基金積立金支出	0
当期収入合計 A		当期支出合計 D	155, 029, 353
前期繰越収支差額 B		当期収支差額 A-D	0
収入合計 A+B=C	155, 029, 353	次期繰越収支差額 C-D	0

(2) 正味財産増減計算書

(平成31年4月1日~令和2年3月31日, 単位 円)

科目	公益目的事業会計 復興支援事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	20,000	0	20,000
②事業基金運用益			
事業基金受取利息	0	0	0
③受取寄附金			
受取寄附金	1, 735, 861	0	1, 735, 861
④雑収益			
雑収益	0	0	0
⑤引当金取崩額			
貸倒引当金取崩額	0	0	0
経常収益計	1, 755, 861	0	1, 755, 861
(2) 経常費用			
①事業費			
通信運搬費	62, 598	0	62, 598
賃借料	432, 000	0	432, 000
支払助成金	136, 041, 689	0	136, 041, 689
委託費	5, 927, 700	0	5, 927, 700
維費	82, 058	0	82, 058
②管理費			
給料手当	0	5, 714, 876	5, 714, 876
福利厚生費	0	930, 987	930, 987
旅費交通費	0	7, 560	7, 560
通信運搬費	0	137, 297	137, 297
消耗品費	0	146, 322	146, 322
光熱水料費	0	42, 321	42, 321
賃借料	0	775, 707	775, 707
諸謝金	0	338, 769	338, 769
租税公課	0	2, 100	2, 100
支払負担金	0	70, 740	70, 740
委託費	0	291, 500	291, 500
雑費	0	12, 592	12, 592
経常費用計	142, 546, 045	8, 470, 771	151, 016, 816
当期経常増減額	△ 140, 790, 184	△ 8, 470, 771	\triangle 149, 260, 955

	科目	公益目的事業会計 復興支援事業	法人会計	合計
	2. 経常外増減の部			
	(1) 経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0
	(2) 経常外費用			
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	他会計振替額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 140, 790, 184	△ 8, 470, 771	△ 149, 260, 955
	一般正味財産期首残高	219, 932, 950	23, 572, 555	243, 505, 505
	一般正味財産期末残高	79, 142, 766	15, 101, 784	94, 244, 550
П	指定正味財産増減の部			
	①基本財産運用益			
	基本財産受取利息	0	0	0
	②一般正味財産への振替額			
	一般正味財産への振替額	0	0	0
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	100, 000, 000	0	100, 000, 000
	指定正味財産期末残高	100, 000, 000	0	100, 000, 000
Ш	正味財産期末残高	179, 142, 766	15, 101, 784	194, 244, 550

12

(3)貸借対照表 (令和2年3月31日現在,単位 円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	53, 667, 243	265, 229	53, 932, 472
普通預金	53, 667, 243	265, 229	53, 932, 472
未収金	11, 189, 769	0	11, 189, 769
未収金貸倒引当金	△ 234, 500	0	△ 234, 500
棚卸資産	0	0	0
流動資産合計	64, 622, 512	265, 229	64, 887, 741
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立資産	100, 000, 000	0	100, 000, 000
基本財産合計	100, 000, 000	0	100, 000, 000
(2) 特定資産			
事業基金積立金	79, 142, 766	15, 101, 784	94, 244, 550
特定資産合計	79, 142, 766	15, 101, 784	94, 244, 550
固定資産合計	179, 142, 766	15, 101, 784	194, 244, 550
資産合計	243, 765, 278	15, 367, 013	259, 132, 291
 Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	64, 622, 512	177, 797	64, 800, 309
預り金	0	87, 432	87, 432
流動負債合計	64, 622, 512	265, 229	64, 887, 741
負債合計	64, 622, 512	265, 229	64, 887, 741
X K L H	01, 022, 012	200, 220	01,001,111
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体出捐金	100, 000, 000	0	100, 000, 000
指定正味財産合計	100, 000, 000	0	100, 000, 000
(うち基本財産への充当額)	(100, 000, 000)	(0)	(100, 000, 000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	79, 142, 766	15, 101, 784	94, 244, 550
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(79, 142, 766)	(15, 101, 784)	(94, 244, 550)
正味財産合計	179, 142, 766	15, 101, 784	194, 244, 550
負債及び正味財産合計	243, 765, 278	15, 367, 013	259, 132, 291

(4) 財産目録

(令和2年3月31日現在, 単位 円)

(市和2年3月31日現住,	平位 门/		
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	53, 932, 472	未払金	
普通預金	53, 932, 472	助成金等の未払額	64, 800, 309
未収金	11, 189, 769	預り金	
未収金貸倒引当金	△ 234, 500	臨時職員等の源泉所得税等	87, 432
流動資産合計	64, 887, 741	流動負債合計	64, 887, 741
		負債合計	64, 887, 741
		正味財産	194, 244, 550
固定資産			
基本財産			
基本財産積立資産			
兵庫県債	100, 000, 000		
基本財産合計	100, 000, 000		
特定資産			
事業基金積立金	94, 244, 550		
兵庫県住宅供給公社債 等			
特定資産合計	94, 244, 550		
固定資産合計	194, 244, 550		
資産合計	259, 132, 291		

(5) 財務状況

(単位:千円)

				平成29年度	平成30年度	令和元年度	30 → 元増減
		当期経常増減額		▲ 391, 793	▲ 118, 344	▲ 149, 261	▲ 30, 917
		経常収	益	3, 156	1,876	1, 755	▲ 121
		う	ち公益	3, 155	1,875	1, 755	▲ 120
		う	ち公益以外	1	1	0	1
	_	経常費	·用	394, 949	120, 220	151, 016	30, 796
		う	ち事業費(公益)	386, 230	111, 774	142, 546	30, 772
	般正	う	ち事業費(公益以外)	0	0	0	0
	味	う	ち管理費(公益)	0	0	0	0
	財産	う	ち管理費(公益以外)	8, 719	8, 446	8, 470	24
	増増	評価損	益等	0	0	0	0
正	減	当期経常夕	卜 増減額	0	55	0	▲ 55
味財	の部	経常外	収益	0	55	0	▲ 55
産		経常外	費用	0	0	0	0
増減		法人税、信	主民税及び事業税	0	0	0	0
計算		当期一般』	E味財産増減額	▲ 391, 793	▲ 118, 289	▲ 149, 261	▲ 30, 972
算書		一般正味則	才産期首残高	753, 588	361, 795	243, 506	▲ 118, 289
		一般正味則	才産期末残高	361, 795	243, 506	94, 245	▲ 149, 261
		当期指定证	E味財産増減額	0	0	0	0
	指立	指定正	味財産増加額	0	0	0	0
	定正味財産	指定正	味財産減少額	0	0	0	0
		うっ	ち一般正味財産への振替額	0	0	0	0
		指定正味則	才産期首残高	100, 000	100, 000	100, 000	0
		指定正味則	才産期末残高	100, 000	100, 000	100, 000	0
	正味財産期首残高		853, 588	461, 795	343, 506	▲ 118, 289	
	当其	用正味財産	増減	▲ 391, 793	▲ 118, 289	▲ 149, 261	▲ 30, 972
	正明	 財産期末	残高	461, 795	343, 506	194, 245	▲ 149, 261
	資産	合計		592, 352	407, 332	259, 132	▲ 148, 200
		流動資産		130, 557	63, 882	64, 888	1,006
佬		固定資産		461, 795	343, 450	194, 244	▲ 149, 206
借		うち建	物	0	0	0	0
対昭	負債			130, 557	63, 827	64, 888	1, 061
貸借対照表(B/		流動負債		130, 557	63, 827	64, 888	1,061
		うち短	期借入金	0	0	0	0
		固定負債		0	0	0	0
S	L	うち長	期借入金	0	0	0	0
	正味	財産合計		461, 795	343, 505	194, 244	▲ 149, 261
		指定正味則	才産	100,000	100,000	100, 000	0
L	L	一般正味則	才産	361, 795	243, 505	94, 244	▲ 149, 261

第5 令和2年度事業計画

1 事業計画

(1) 基本方針

令和元年度末の基金の残余を考慮し、復興の残された課題に適切に対応するため、 新長田駅南地区のまちのにぎわい回復に資する事業、及び、東日本大震災の被災地 への支援、震災25年事業の記録誌作成への支援等を実施する。

(2) 助成事業

区分	事	業	名	予算額	受付終了 予定年度
産業対	復興市街地再開	月発商業施設	等入居促進事業	1,097千円	*
策	小	計	1事業	1,097千円	
その他	震災の経験・	教訓発信事業	海	16,400千円	令和2年度
	阪神・淡路大震	災25年事業記録	录誌作成事業補助	2,200千円	令和2年度
	小	計	2事業	18,600千円	
	슴 言	†	3事業	19,697千円	

※既に申請受け付けは終了しており、助成期間の支払いのみ実施している事業

(3) 基金事業等の広報の実施

フェニックスマークを活用して、1.17を忘れず、震災の経験や教訓を継承し、発信するとともに、1.17宣言やひょうご安全の日の普及浸透を図る。また、復興基金記録誌、及び震災教訓冊子「活かす(仮称)」を作成する。

項目	内容等	実施時期	対象者
ホームページの更新	基金事業の概要等を紹介してい るホームページを更新	随時	被災者等
フェニックスマーク の活用	フェニックスマークを活用して、復興計画期間終了後も残された課題への対応や「1.17は忘れない」等震災の経験と教訓を継承・発信する取組みを支援	随時	被災者等
復興基金記録誌の作 成	これまでの基金の歩みを総括する記録誌を作成	随時	自治体関係 者等
震災教訓冊子「活かす(仮称)」の作成	震災の教訓等を風化させずに継承していくため、災害対応の実 践的な手引書を作成	随時	自治体関係 者等

2 復興基金の運営状況

(1) これまでの取組み

当基金は、平成7年4月に、県・市の出えんによる基本財産200億円と、同じく県・市の無利子貸付による運用財産5,800億円の基金規模で設立された。 さらに、平成9年3月には、県・市の追加の無利子貸付により運用財産を

3,000億円増額し、これらの運用益により事業を展開してきた。

当初、復興計画が満了する平成16年度末にすべての事業受付を終了する予定だったが、「高齢者の自立支援」や「まちのにぎわいの回復」など残された課題に対応するため、14事業について受付期間を5年間延長した。

平成17年度には、運用財産の全額償還と基本財産の償還等による基金規模の縮小を行うとともに、今後の事業に必要な資金の確保と的確な事業執行を図るため、これまでの運用益等に基本財産から振り替えた10億円を合わせ、事業基金(取崩し型125億円)を造成し、財産の運用を図りながら運営してきた。

執行体制についても、事業量の減少に伴う見直しを行っており、ピーク時には9名派遣されていた県・市の専任職員を平成21年度末までに全て引き上げたほか、臨時職員の削減を行うなど、人件費の抑制に取り組んでいる。

(2) 令和2年度の取組み及び今後の予定について

令和元年度末の基金の残余を考慮し、復興の残された課題に適切に対応する ため、新長田駅南地区のまちのにぎわい回復に資する事業、及び、東日本大震 災の被災地への支援、震災25年事業の記録誌作成への支援等を実施する。

令和2年度で全ての事業の受付を終了し、令和3年度において当基金の解散 手続きに入る予定である。

3 財務諸表

(1) 事業別収支予算書

(令和2年4月1日~令和3年3月31日, 単位 千円)

収入の部	O O / 1 O	ロ, 単位 〒円) 支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計		公益目的事業会計	36, 090
復興支援事業	36, 089		36, 090
基本財産運用収入	,	事業費支出	,
基本財産利息収入	20	旅費交通費支出	171
事業基金運用収入		通信運搬費支出	68
事業基金利息収入	1	消耗品支出	10
寄附金収入	1	印刷製本費支出	5, 910
寄附金収入	1	賃借料支出	803
雑収入	1	諸謝金支出	207
受取利息収入	1	負担金支出	1
業収入	1	助成金支出	19, 697
引当金取崩額	1	委託費支出	9, 171
貸倒引当金取崩額	1	安	9, 171
助成金支出引当金取崩額	1	助成金支出引当金繰入支出	1
事業基金取崩収入	1	雑支出	50
事業基金積立金取崩収入	26 062		50
事未 <u>基</u> 並傾立並以朋収八	36, 063	他会計への繰入金支出 法人会計への繰入金支出	0
		伝入会計への裸人金文出	0

		事業基金積立金支出	0
		事業基金積立金支出	0
沙 I <u>人</u> 對	0 757	汗 ↓ △⇒ 1.	9 756
法人会計	8, 191	法人会計	8, 756
雑収入	1	管理費支出	6 045
維収入 事業基金取崩収入	1	給与手当支出	6, 045 935
	0.756	福利厚生費支出	
事業基金積立金取崩収入	8, 756	会議費支出	10
		旅費交通費支出	20
		通信運搬費支出	164
		什器備品費支出	10
		消耗品費支出	50
		修繕費支出	10
		印刷製本費支出	10
		光熱水料費支出	50
		賃借料支出	817
		諸謝金支出	300
		租税公課支出	20
		負担金支出	3
		委託費支出	292
		雑支出	20
		71.77 A AB 7 A	
		引当金繰入金	0
		貸倒引当金繰入額	0
10 Ma () a A a (助成金支出引当金繰入額	0
当期収入合計 A		当期支出合計 D	44, 846
前期繰越収支差額B		当期収支差額 A-D	0
収入合計 A+B=C	44, 846	次期繰越収支差額 C-D	0

(2)予定正味財産増減計算書 (令和2年4月1日~令和3年3月31日,単位 千円)

科目	公益目的事業会計 復興支援事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	20	0	20
② 事業基金運用益	20	Ĭ ,	50
事業基金受取利息	1	0	1
	1	0	1
③ 受取寄附金	,		,
受取寄附金	1	0	1
④ 雑収益	_		_
受取利息	1	0	1
雑収益	1	1	2
⑤ 引当金取崩額			
貸倒引当金取崩額	1	0	1
助成金支出引当金取崩額	1	0	1
経常収益計	26	1	27
(2) 経常費用			
① 事業費	36, 088	0	36, 088
旅費交通費	171	0	171
通信運搬費	68	0	68
消耗品費	10	0	10
印刷製本費	5, 910	0	5, 910
信借料	803	ő	803
諸謝金	207	0	207
		0	
支払負担金	1 10 607		10.607
支払助成金	19, 697	0	19, 697
委託費	9, 171	0	9, 171
維費	50	0	50
② 管理費	0	8, 756	8, 756
給料手当	0	6, 045	6, 045
福利厚生費	0	935	935
会議費	0	10	10
旅費交通費	0	20	20
通信運搬費	0	164	164
什器備品費	0	10	10
消耗品費	0	50	50
修繕費	0	10	10
印刷製本費	0	10	10
光熱水料費	0	50	50
賃借料	0	817	817
諸謝金	0	300	300
租税公課	0	20	20
支払負担金	0	3	3
委託費	0	292	292
安元貝 雑費	0	292	292
## (3) 引当金繰入金	2		
		0	2
貸倒引当金繰入額	1	0	1
助成金支出引当金繰入額	1	0	1
経常費用計	36, 090	8, 756	44, 846
当期経常増減額	△ 36,064	△ 8,755	△ 44, 819

	科目	公益目的事業会計 復興支援事業	法人会計	合計
	2. 経常外増減の部			
	(1) 経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0
	(2) 経常外費用			
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	他会計振替額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 36,064	△ 8, 755	△ 44,819
	一般正味財産期首残高	79, 142	15, 102	94, 244
	一般正味財産期末残高	43, 078	6, 347	49, 425
П	指定正味財産増減の部			
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	100, 000	0	100,000
	指定正味財産期末残高	100,000	0	100,000
Ш	正味財産期末残高	143, 078	6, 347	149, 425

(3) 予定貸借対照表

(令和3年3月31日現在, 単位 千円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	14, 522	435	14, 957
普通預金	14, 522	435	14, 957
定期預金	0	0	0
未収金	420	0	420
未収金貸倒引当金	△ 210	0	△ 210
有価証券	0	0	0
流動資産合計	14, 732	435	15, 167
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立資産	100, 000	0	100, 000
基本財産合計	100, 000	0	100, 000
(2) 特定資産			
事業基金積立金	43, 078	6, 347	49, 425
特定資産合計	43, 078	6, 347	49, 425
固定資産合計	143, 078	6, 347	149, 425
資産合計	157, 810	6, 782	164, 592
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14, 731	332	15, 063
預り金	0	103	103
助成金支出引当金	1	0	1
流動負債合計	14, 732	435	15, 167
負債合計	14, 732	435	15, 167
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体出捐金	100, 000	0	100, 000
指定正味財産合計	100, 000	0	100, 000
(うち基本財産への充当額)	(100,000)	(0)	(100,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	43, 078	6, 347	49, 425
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(43, 078)	(6, 347)	(49, 425)
正味財産合計	143, 078	6, 347	149, 425
負債及び正味財産合計	157, 810	6, 782	164, 592